

指定生乳生産者団体制度の存続及び機能強化を求める意見書

指定生乳生産者団体制度は、生乳が持つ腐敗しやすく貯蔵性がないという特性により酪農家が乳業メーカーとの価格交渉において不利な立場にならないよう、価格交渉、集送乳の効率化、需給調整等の重要な役割を担い、国内生乳生産の安定供給に貢献している。

国においては、生乳需給構造の変化や消費者ニーズの多様化に対応し、生産基盤の強化と酪農家の一層の所得向上を図るため、指定生乳生産者団体制度の是非や、現行の加工原料乳生産者補給金の交付対象のあり方を含めた抜本的改革について検討し、今年秋までに結論を得るとしたところである。

指定生乳生産者団体制度は、我が国の酪農を維持・発展していく上で重要な機能を有している。このため、抜本的改革の内容によっては、生乳の輸送コストが増大するとともに適正な取引価格の形成が困難になり、さらに、需給の不安定化による混乱から、生産者のみならずメーカー・小売段階にもリスクが高まるおそれがある。

よって、国においては、酪農家が安心して経営を継続し、安全・安心な牛乳・乳製品を安定供給することにつなげるため、現行の指定生乳生産者団体制度を存続させるとともに、さらなる機能強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月29日

岡山県議会議長 井元 乾一郎

(提出先)

内閣総理大臣 あて
農林水産大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
衆議院議長
参議院議長